

平成 27 年 11 月 30 日

第 9 回倉吉市議会定例会議案提案理由説明

倉吉市長

それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今議会に上程されました議案は、

報告案件	2件	
予算案件	7件	
条例案件	2件	
一般案件	1件	の合計 12 件であります。

まず、報告第 7 号 議会の委任による専決処分について（損害賠償の額の決定について）であります。

平成27年9月7日、市職員運転の公用車が、本市仲ノ町の県道で、自動車と接触したことについて、10月19日付で26,678円の損害賠償額を定めるよう専決処分を行ったものです。

次に、報告第 8 号 倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、倉吉市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、報告するものです。

次に、議案第 79 号 平成 27 年度倉吉市一般会計補正予算(第 6 号)についてであります。

初めに、地域住民生活等緊急支援交付金についてであります。

国の平成 26 年度補正予算の中で創設された緊急経済対策に係る交付金について、先駆性を有する事業及び平成 27 年 10 月末までの地方版総合戦略策定を条件とする事業に対して上乘せの交付決定があったもので、歳入予算として 7,000 万円を計上しております。

次に、「とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会」を核とする鳥取県中部圏域版DMO整備実践事業についてであります。

本県中部地区の交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、広域観光組織である「とっとり梨の花温泉郷広域観光協議会」のDMO（観光地域づくり推進法人）化に向けた取り組みを支援するもので、鳥取中部ふるさと広域連合負担金 830 万円余を計上しております。

次に、就農条件整備事業についてであります。

就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図るため、経営に必要な機械の導入や施設の改修を行う農業経営者を支援するもので、補助金 520 万円余を計上しております。

次に、鳥取和牛振興総合対策事業についてであります。

将来の和牛生産を担う畜産農家の育成・強化を図るため、新規参入の経営開始に必要な和牛繁殖雌牛の購入を行う農業経営者を支援するもので、補助金 300 万円余を計上しております。

次に、高性能林業機械導入助成事業についてであります。

健全な森林育成と素材生産の向上を図るため、架線系機械による作業システムの導入に取り組む事業者を支援するもので、補助金 280 万円余を計上しております。

次に、関金・山守小学校の統合についてであります。

新「関金小学校」の開設に当たり、関金、山守の両小学校の閉校行事及びスクールバス乗降場の整備費用など 920 万円余を計上しております。また、併せて平成 28 年度から 5 年間のスクールバス運行経費 2,774 万円を債務負担行為として計上しております。

その他各事業の決算を見込んだ結果、補正総額は 9,353 万 2 千円の増額で、補正後の予算総額は、308 億 8,692 万 2 千円となります。

次に、議案第 80 号から第 84 号までの平成 27 年度各特別会計補正予算についてであります。

これらは、概ね年度末までの各事業の決算を見込んだものであり、特別会計全体で 6,455 万 2 千円を追加し、補正後予算総額を 164 億 7,404 万 2 千円としたものであります。

次に、議案第 85 号 平成 27 年度倉吉市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてであります。

決算見込みによるものであり、収益的収入におきまして 1,200 万 1 千円の増額、収益的支出におきまして 1,523 万 2 千円の増額補正を行うものであり、これにより今年度の純利益は 7,353 万 6 千円を予定するものであります。

また、資本的収入におきまして 761 万 8 千円の減額、資本的支出におきまして 4,616 万 1 千円の減額補正を行うものであり、これにより資本的収支不足額は 3 億 2,147 万 3 千円となりますが、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等をもって補てんするものであります。

次に、議案第 86 号 倉吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（いわゆるマイナンバー法）に定める個人番号の利用に関する規定が平成 28 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、本市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供について定めるよう条例を制定するものです。

次に、議案第 87 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

マイナンバー法が平成 28 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、市の執行機関が法律に基づいて処理することとされている事務において、個人番号又は法人番号を利用することとなるため、倉吉市税条例その他の条例の一部を改正するものです。

次に、議案第 88 号 財産の無償譲渡についてであります。

同和対策事業により整備した農業用施設について、市行政の一層の効率化を推進するため、地元自治公民館に無償譲渡するものです。

以上、今回提案しました諸議案につきまして、その概要をご説明いたしました。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。